

# 入札参加手続きについて

(檀原市条件付き一般競争入札 役務・物品発注用)

檀原市役所 契約検査課

こちらは、檀原市が発注する役務・物品案件の条件付き一般競争入札の参加手続きや注意事項等について、主なものを記載しています。入札に参加される場合は、公告書の記載事項や別に掲載する「投函入札について」「郵便入札について」等も必ずご確認ください。

## 1. 条件付き一般競争入札について

- 発注内容等を公告し、発注案件ごとに設定された入札参加要件を満たす者の中から、入札参加希望者を募り、競争により契約の相手方を決定する方式。

## 2. 事後審査「あり」の案件について

- 公告書に「事後審査」が「あり」と記載されている案件については、入札後に落札候補者に対し、公告書に記載した「事後審査内容」の審査を行う。  
事後審査で必要資格を確認できた場合は、その落札候補者を落札者として決定し契約の相手方とします。よって、事後審査「あり」の案件の入札では、落札候補者となった者であっても、事後審査により必要資格の確認ができない場合や要件を満たしていないことが判明した場合は落札者とせず、その落札候補者の行った入札は無効となります。発注案件の公告書に記載された参加要件、事後審査の有無、事後審査に必要な書類の確認を十分に行ってください。

## 3. 関係法令等

- 地方自治法、地方自治法施行令、檀原市契約規則、檀原市入札執行要綱、檀原市役務提供及び物品調達における条件付き一般競争入札試行要綱等の関係法令を確認してください。  
檀原市の要綱や規則等は、檀原市ホームページの「檀原市例規集・要綱規程集」等で確認できます。

## 4. 契約までの流れ

(1) 檀原市競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という)への登録

- 檀原市では、「奈良県内に本店がある者(県内本店業者)」と「奈良県外に本店がある者

(県外本店業者)」に分け、毎年交互に名簿登録申請の受付をしています。

- 名簿登録申請要領は毎年12月頃に檀原市ホームページに掲載します(この時期以外の随時登録受付はしていません)。必要書類の内容に不備がなければ、4月からの新年度名簿に登録されます。
- 檀原市が発注する**入札案件及び随意契約案件に参加しようとする場合は、当該年度の名簿に登録されている者**であることが前提となります。

## (2) 公告書の確認

- 入札参加を希望する者は自ら公告書を確認し手続を行う必要があります。**
- 公告書は、原則として毎月**いずれかの金曜日**に檀原市ホームページ(檀原市入札・見積予報ページ内)に掲載します。公告は**いずれかの金曜日**に行いますが時間は決まっていません。公告の有無は金曜日の翌日等に確認いただくことをお勧めします。
- 公告書で案件ごとに定められている、「入札に参加する者に必要な要件」や、「事後審査」の有無等を確認してください。**
- 公告書で「**契約保証金**」が必要と記載されている場合は、契約締結後に契約金額の10%相当額以上の金額の納付が必要です。納付書は落札後に配布します。契約保証金は業務履行完了後に返還します。受注者は履行完了後に檀原市ホームページから「**契約保証金返還請求書**」を作成し発注担当課に提出してください。

## (3) 仕様書等閲覧申請書の提出

- 入札参加を希望する者が自ら公告書を確認し、発注案件の入札に参加しようとする場合は、まず、「**仕様書等閲覧申請書(指定様式)**」を案件ごとに作成し、閲覧申請期限までに契約検査課へFAXまたは電子メールで提出してください。
- 申請書受付期限は通常、**公告日の翌週の水曜日正午**となっております。

## (4) 仕様書等閲覧資格確認結果通知書の送付

- 仕様書等閲覧申請書を提出した業者の「名簿」と、公告書に記載した登録種別や地域区分等が一致しているかを確認します。
- 公告書に記載の日に、契約検査課から仕様書等閲覧申請書を提出した業者に**仕様書等閲覧資格確認結果通知書**を、「名簿」に記載されたFAX番号宛に送信します。申請したにもかかわらず公告書に記載の翌日になってもFAXが届いていない場合は契約検査課に電話確認してください。
- 仕様書等閲覧資格確認結果通知書には、登録種別や地域区分等が確認できた業者には仕様書等閲覧パスワードを記載し、確認できなかった業者には仕様書閲覧資格が無い旨を記載しています。仕様書等閲覧パスワードを通知された場合は、檀原市ホームページから仕様書等をダウンロードして内容を確認してください。

(5) 入札説明会

- 案件ごとに入札参加者を一堂に集める入札説明会は、原則として行いません。
- 入札説明会を行う場合は、(4)の仕様書等閲覧資格確認通知書に記載します。

(6) 予定価格

- 予定価格は公表しません。

(7) 質疑回答

- 仕様書等を閲覧し質疑がある場合は、質疑受付期限までに、質疑書(様式不問)に契約番号・案件名・質疑文・業者名を記入し、契約検査課へFAXまたは電子メールで提出してください。
- 質疑ができる業者は、(4)で仕様書等閲覧パスワードを通知された者のみです。
- 質疑の回答については、回答予定日時に榎原市ホームページ(榎原市入札・見積予報ページ内の各案件の公告書掲載箇所)に掲載します。質疑がなかった場合はない旨を、あった場合は回答書に掲載します(回答書の閲覧には(4)で通知した仕様書等閲覧パスワードを使用してください)。なお、質疑業者名は公表しません。
- 質疑受付期限後の質疑受付、回答後の再質疑受付はしないため、質疑内容の認識違い等が起らないよう、質疑はできる限り具体的に記入してください。